

備前市議会議長 守井秀龍 様

請願者 備前市日生町寒河249-7
和気・備前革新懇
会長 田口豊作
紹介議員 松本仁

請 願 書

1 請願の要旨

国に対し、改正マイナンバー法を見直し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願

2 請願の趣旨

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ、いわゆる「マイナ保険証」に一体化し、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしています。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することに繋がる重大な方針転換です。

しかし、昨今マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出し、その中にはマイナ保険証に別人の情報が誤登録されているミスが新たに約1千件あったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっています。

厚生労働省は、マイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認証を発行するとしています。これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が被保険者に対して健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得・更新の手続きを強いられることとなります。また、保険料を支払っている人でも、申請を忘れた場合、医療機関で資格喪失や無保険扱いとなること心配されます。さらに、障害のある方、寝たきりの方や認知症の方など、いわゆる社会的に弱い立場にある方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き等が非常に困難となります。高齢者施設では、8割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答しています。共同通信社の調査に基づく報道によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府の方針に関し、延期や撤回を求める声は72.1%に上っています。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではありません。

3 請願事項

国の衆参両議長、関係各大臣に対し、改正マイナンバー法を今一度見直し、従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める。